

第7期 伊那市障害福祉計画

第3期 伊那市障害児福祉計画

(令和6(2024)年度～令和8(2026)年度)

令和6(2024)年3月

伊那市

目次

1	計画の趣旨	1
2	計画の期間	1
3	計画の推進と達成状況の評価	2
4	基本指針	2
5	目標値等の設定	3
5-1	成果目標	3
	(1) 施設入所者の地域生活への移行	3
	(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	3
	(3) 地域生活支援の充実	3
	(4) 福祉施設から一般就労への移行	4
	(5) 障害児支援の提供体制の整備等	6
	(6) 相談支援体制の充実・強化等	6
	(7) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	7
5-2	活動指標	8
	(1) 訪問系サービス	8
	(2) 日中活動系サービス	8
	(3) 施設系サービス	9
	(4) 相談支援	10
	(5) 障害児支援	10
	(6) 「発達障害者に対する支援」に係る活動指標	10
	(7) 地域生活支援事業	11
6	資料	12
	(1) 障害福祉サービス、障害児を対象としたサービスの内容	12
	(2) 地域生活支援事業	13

(注)「障害」の表記について

伊那市では、第3次伊那市障害者計画（令和元（2019）年度～令和5（2023）年度）策定時に伊那市障害者施策推進協議会や障害者団体等の意見を踏まえ、「障がい」ではなく「障害」と統一して表記することとしました。（固有名詞は除く）

1 計画の趣旨

第7期伊那市障害福祉計画及び第3期伊那市障害児福祉計画（以下、「本計画」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条及び児童福祉法第33条の20の規定に基づき、国、県の基本方針に沿って策定するものです。

本計画では、国の定める基本指針に即し、地域において必要な障害福祉サービス等が計画的に提供されるよう、令和8（2026）年度までの3年間の目標値の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、同じく今年度策定の「第4次伊那市障害者計画」の基本理念「誰もが認めあい お互いに支え合い 自分らしく安心して暮らすことのできるまち」により、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の住みやすい地域社会の実現をめざします。

2 計画の期間

この計画では、令和8（2026）年度を目標年度とするとともに、そこに至る各年度における障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業（以下「障害福祉サービス等」という。）の見込量や数値目標とそれを確保するための方策について、伊那市の実情に応じて定めることとします。

年度	H30 2018	R 1 2019	R 2 2020	R 3 2021	R 4 2022	R 5 2023	R 6 2024	R 7 2025	R 8 2026	R 9 2027	R10 2028
伊那市 障害者計画	第3次 R 1～R 5					第4次 R 6～R10					
伊那市 障害福祉計画	第5期 H30～R 2		第6期 R 3～R 5			第7期 R 6～R 8					
伊那市 障害児福祉計画	第1期 H30～R 2		第2期 R 3～R 5			第3期 R 6～R 8					

3 計画の推進と達成状況の評価

(1) 計画の達成のための推進体制

計画実現のため、障害者等及びその家族、障害者等の福祉、医療、教育または雇用に関連する職務に従事する者、関連団体、事業者、行政機関等により構成される「上伊那圏域地域自立支援協議会」及びその各専門部会等の場を活用し、市及び圏域で必要とされているサービスの充足に関する協議、課題解決のための提案、地域及び関係者・団体等によるネットワークの構築及び運営を行います。

(2) 計画達成状況の評価

計画を実効性のあるものとするため、年に1回実績を把握・評価し、必要に応じて「伊那市障害者施策推進協議会」や「上伊那圏域地域自立支援協議会」における検討や市民から寄せられた意見等により、見直しを行います。

計画の最終年度である令和8（2026）年度には、達成状況やサービス提供事業者の動向等を基に分析、評価を行い、次の計画に反映させます。

4 基本指針

障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、本計画を作成します。

- (1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの充実等
- (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障害児の健やかな育成のための発達支援
- (6) 障害福祉人材の確保・定着
- (7) 障害者の社会参加を支える取組定着

5 目標値等の設定

令和8年度を目標年度として、地域生活移行や就労支援などの課題に関する次に掲げる事項について、目標値を設定します。

5-1 成果目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

○地域生活移行者数 令和4（2022）年度末の6%以上

○施設入所者の削減 令和4（2022）年度末の5%以上

【本計画の目標】

項目	第6期		第7期		
	R4実績	R5見込	R6見込	R7見込	R8見込
地域生活への移行者数	1人	1人	1人	1人	1人 (6.3%)
施設入所者数	64人	63人	62人	62人	61人 (4.7%削減)

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【本計画の目標】

令和8年度までに、精神保健の取り組みや精神障害者を支援する取り組み等既存の仕組みを活用することで、顔の見える関係づくりを構築し、ニーズの把握・課題の抽出等を行うことを目標とします。

項目	R6年度	R7年度	R8年度
市町村ごとの保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	0回	0回	1回
市町村ごとの保健・医療及び福祉関係者による協議の場への参加者数	0人	0人	6人※
市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者における評価の実施回数	0回	0回	1回

※保健、医療（精神科）、福祉、介護、当事者、家族それぞれ1名を想定

(3) 地域生活支援の充実

【国の基本指針】

○地域生活支援拠点を市町村又は圏域ごと1拠点以上を確保しつつ、機能充実のため、コーディネーターなどの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上運用状況を検証及び検討を行う。

○強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。

【本計画の目標】

①地域生活支援拠点等の整備

障害者が地域で安心して生活できるよう支援する機能（相談支援機能、体験の機会・場の提供、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を持つ拠点の整備について、上伊那圏域地域自立支援協議会を中心に整備を進めてきました。

特に緊急時の受入れ・対応については、圏域内の障害者入所支援施設を中心に運用していますが、まだ課題が多く、引き続き実施状況の確認や課題把握、解決に向けた協議が必要です。

上伊那圏域において以下のとおり取り組みます。

項目	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
地域支援拠点等の数	10 カ所	10 カ所	11 カ所
コーディネーターの設置人数	1 人	1 人	1 人
運用状況の検証及び検討の回数 (回/年)	5 回	5 回	5 回

②強度行動障害を有する者への支援体制整備

地域移行と地域生活の継続のため、西駒郷と協同し人材育成及び圏域の体制構築を図ります。

上伊那圏域において以下のとおり取り組みます。

項目	強度行動障害を有する者への支援ニーズの把握と支援体制の整備		
	ニーズ把握の実施	支援体制の構築	実施の体制
R 6 年度	無	有	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校との連携や相談支援専門員連絡会等を通して圏域内の支援を要するものの把握を行い、圏域内で共有する場を設置します。 ・圏域全体で強度行動障害児者を継続的に支える仕組みづくりを行うため、行政、主任相談支援専門員、サビ管等と定期的な共有の場を作ります。
R 7 年度	有	有	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校との連携や相談支援専門員連絡会等を通して圏域内の支援を要するものの把握やニーズ把握を行います。
R 8 年度	有	有	<ul style="list-style-type: none"> ・行政、主任相談支援専門員、サビ管等と定期的な共有を継続します。スキルアップのための研修も実施します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

【国の基本指針】

○福祉施設利用者の一般就労への移行者数の増加

- ・令和3（2021）年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上
- ・令和3（2021）年度の就労移行支援事業から一般就労への移行実績の1.31倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所が就労移行支援事業所の5割以上
- ・就労継続支援A型：令和3（2021）年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上
- ・就労継続支援B型：令和3（2021）年度の一般就労への移行実績の概ね1.28倍以上
- 職場定着率の増加
- ・令和3年度の就労定着支援事業の利用者数の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上

【本計画の目標】

①福祉施設から一般就労への移行者数

項目	第6期		第7期		
	R3実績	R5見込	R6見込	R7見込	R8見込
就労移行支援から	5人	5人	5人	6人	6人
就労継続支援A型から	1人	1人	1人	2人	2人
就労継続支援B型から	4人	4人	4人	5人	5人
生活介護・自立訓練から	0人	0人	1人	1人	2人

②就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業者の割合

年度	市内に所在する 就労移行支援事業所数	左記事業所のうち 就労移行支援事業利用終了者に占める一般 就労へ移行した者の割合が5割以上 の就労移行支援事業者
R6年度	2か所	0か所
R7年度	2か所	0か所
R8年度	2か所	1か所

③福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者

年度	市内での就労移行支援事業所 等から一般就労への移行者	左記のうち就労定着支援の利用者
R3年度（実績）	10人	0人
R6年度	11人	2人
R7年度	14人	3人
R8年度	15人	4人

④就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合

年度	市内に所在する 就労定着支援事業所数	左記事業所のうち 就労定着率7割以上の事業所数
R6年度	1か所	0か所
R7年度	1か所	0か所
R8年度	1か所	1か所

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針】

- 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
- 児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置

【本計画の目標】

項目	目標（令和8年度）
障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築整備	<ul style="list-style-type: none"> ・体制有 ・児童発達支援センターが保育園巡回相談や保育所等訪問支援を活用し、保育所や学校等の育ちの場において支援を行う体制づくりを行います。 ・保育園巡回相談は、保育所等で障害児及び家族の支援を行います。
児童発達支援センターの設置	<ul style="list-style-type: none"> ・設置済（児童発達支援センター小鳩園）
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・設置済（児童発達支援センター小鳩園）
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・設置済（児童発達支援センター小鳩園）
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・設置済（市内事業所）
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・設置済（上伊那圏域地域自立支援協議会こども・若者部会を中心に協議）

(6) 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

- 各市町村又は圏域において、基幹相談支援センターを設置。また、総合的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制を強化する体制を確保。
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

【本計画の目標】

①基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

地域の相談支援体制として、上伊那圏域8市町村で上伊那圏域障がい者総合支援センターきらりあに基幹相談支援センターを委託しています。引き続き、総合的・専門的な相談体制を確保していきます。

項目	R 6年度	R 7年度	R 8年度
基幹相談支援センターの設置の有無	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	5件	5件	5件
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	6件	6件	6件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	4回	4回	4回
個別事例の支援内容の検証実施回数	1回	2回	2回
主任相談支援専門員の配置人数	1人	1人	1人

②協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

自立支援協議会において、個別支援会議や日常の相談支援業務を通じて持ち上げられた地域課題等について、課題解決に向けた協議を行っていきます。

項目	R 6年度	R 7年度	R 8年度
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	2回	2回	2回
参加事業者数・機関数	15団体	20団体	25団体
協議会の専門部会の設置数	7部会	7部会	7部会
協議会の専門部会の実施回数	25回	25回	25回

(7) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

【本計画の目標】

項目	R 6年度	R 7年度	R 8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への職員の参加人数	2人	2人	2人
審査結果の分析と結果を活用※し、事業所や関係自治体等と共有する回数	12回	12回	12回

※システムによりチェックしたエラーを事業所と共有

5-2 活動指標

障害福祉サービス等の種類ごとに必要な見込み量を定めます。
 (障害福祉サービス、障害児を対象としたサービス、地域生活支援事業は12頁を参照)

(1) 訪問系サービス (※年間合計を12で除した1か月当たりの見込量)

種類	見込むもの	令和4年度(実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用時間	1,258 時間	1,321 時間	1,387 時間	1,456 時間
	利用者数	124 人	130 人	137 人	144 人
重度訪問介護	利用時間	567 時間	1,546 時間	1,623 時間	1,704 時間
	利用者数	11 人	13 人	15 人	17 人
同行援護	利用時間	60 時間	61 時間	62 時間	63 時間
	利用者数	6 人	7 人	8 人	9 人
行動援護	利用時間	1,199 時間	1,214 時間	1,229 時間	1,244 時間
	利用者数	38 人	39 人	40 人	41 人
重度障害者等包括支援	利用時間数	0 時間	0 時間	0 時間	372 時間
	(利用単位数)	0 単位数	0 単位数	0 単位数	1 単位数
	利用者数	0 人	0 人	0 人	1 人

(2) 日中活動系サービス (※年間合計を12で除した1か月当たりの見込量)

種類	見込むもの	令和4年度(実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
生活介護	利用日数	2,909 人日分	2,968 人日分	3,028 人日分	3,089 人日分	
	利用者数	169 人	174 人	179 人	184 人	
	うち重度障害者の利用(総数)①+②+③	利用者数	38 人	40 人	42 人	44 人
	①(内訳)重度障害者のうち強度行動障害を有する者	利用者数	38 人	39 人	41 人	43 人
	②(内訳)重度障害者のうち高次脳機能障害を有する者	利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人
③(内訳)医療的ケアを必要とする者	利用者数	0 人	1 人	1 人	1 人	
自立訓練(機能訓練)	利用日数	79 人日分	90 人日分	102 人日分	115 人日分	
	利用者数	8 人	9 人	10 人	11 人	
自立訓練(生活訓練)	利用日数	64 人日分	70 人日分	76 人日分	82 人日分	
	利用者数	9 人	10 人	11 人	12 人	
	うち精神障害者の利用	利用者数	8 人	9 人	10 人	11 人
就労選択支援	利用者数	0 人	0 人	2 人	3 人	
就労移行支援	利用日数	213 人日分	230 人日分	248 人日分	267 人日分	
	利用者数	12 人	13 人	14 人	15 人	

種類	見込むもの	令和4年度(実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援(A型)	利用日数	477 人日分	500 人日分	524 人日分	549 人日分
	利用者数	25 人	26 人	27 人	28 人
就労継続支援(B型)	利用日数	5,000 人日分	5,200 人日分	5,408 人日分	5,624 人日分
	利用者数	314 人	326 人	338 人	350 人
就労定着支援	利用者数	6 人	7 人	8 人	9 人
療養介護	利用者数	10 人	11 人	12 人	13 人
短期入所(福祉型)	利用日数	110 人日分	117 人日分	124 人日分	131 人日分
	利用者数	8 人	9 人	10 人	11 人
うち重度障害者の利用(総数)①+②+③	利用者数	1 人	1 人	2 人	2 人
①(内訳)重度障害者のうち強度行動障害を有する者	利用者数	1 人	1 人	2 人	2 人
②(内訳)重度障害者のうち高次脳機能障害を有する者	利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人
③(内訳)医療的ケアを必要とする者	利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人
短期入所(医療型)	利用日数	35 人日分	35 人日分	36 人日分	36 人日分
	利用者数	5 人	5 人	6 人	6 人
うち重度障害者の利用(総数)①+②+③	利用者数	1 人	1 人	2 人	2 人
①(内訳)重度障害者のうち強度行動障害を有する者	利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人
②(内訳)重度障害者のうち高次脳機能障害を有する者	利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人
③(内訳)医療的ケアを必要とする者	利用者数	1 人	1 人	2 人	2 人

(3) 施設系サービス(※年間合計を12で除した1か月当たりの見込量)

種類	見込むもの	令和4年度(実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用者数	3 人	4 人	5 人	6 人
	うち精神障害者の利用	利用者数	2 人	3 人	4 人
共同生活援助	利用者数	157 人	165 人	173 人	181 人
	うち日中サービス支援型共同生活援助	利用者数	3 人	4 人	5 人
うち精神障害者の利用	利用者数	46 人	47 人	48 人	49 人
うち重度障害者の利用(総数)①+②+③	利用者数	5 人	6 人	7 人	8 人
①(内訳)重度障害者のうち強度行動障害を有する者	利用者数	5 人	6 人	7 人	8 人
②(内訳)重度障害者のうち高次脳機能障害を有する者	利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人
③(内訳)医療的ケアを必要とする者	利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人
施設入所支援	利用者数	65 人	64 人	63 人	62 人

(4) 相談支援 (※年間合計を12で除した1か月当たりの見込量)

種類	見込むもの	令和4年度(実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用者数	140 人	147 人	154 人	162 人
地域移行支援	利用者数	1 人	2 人	2 人	2 人
うち精神障害者の利用	利用者数	1 人	2 人	2 人	2 人
地域定着支援	利用者数	1 人	2 人	2 人	2 人
うち精神障害者の利用	利用者数	1 人	2 人	2 人	2 人

(5) 障害児支援 (※年間合計を12で除した1か月当たりの見込量)

種類	見込むもの	令和4年度(実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用日数	531 人日分	556 人日分	582 人日分	608 人日分
	利用児童数	68 人	73 人	78 人	83 人
放課後等デイサービス	利用日数	1,772 人日分	1,967 人日分	2,183 人日分	2,424 人日分
	利用児童数	212 人	235 人	261 人	290 人
保育所等訪問支援	利用日数	15 人日分	20 人日分	25 人日分	30 人日分
	利用児童数	11 人	12 人	13 人	14 人
居宅訪問型児童発達支援	利用日数	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	利用児童数	0 人	0 人	0 人	0 人
福祉型障害児入所施設	利用児童数	0 人	0 人	0 人	0 人
医療型障害児入所施設	利用児童数	5 人	5 人	6 人	6 人
障害児相談支援	利用児童数	76 人	89 人	102 人	115 人
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	配置人数	0 人	0 人	1 人	1 人

(6) 「発達障害者に対する支援」に係る活動指標

項目	見込むもの	令和4年度(実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)及び実施者数(支援者)	受講者数/年	16 人	16 人	16 人	16 人
	実施者数/年	3 人	3 人	3 人	3 人
ピアサポートの活動への参加人数	人/年	0 人	0 人	0 人	0 人

(7) 地域生活支援事業

事業名	単位	令和4年度 (実績)	令和6年度 見込	令和7年度 見込	令和8年度 見込
1. 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有
2. 自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有
3. 相談支援事業		/			
① 障害者相談支援事業		/			
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有
② 基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有
③ 住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無
4. 成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有	有
5. 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有
6. 意思疎通支援事業		/			
① 手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	実利用件数 /年	22	35	35	35
② 手話通訳者設置事業	設置人数	1	1	1	1
7. 日常生活用具給付等事業		/			
① 介護・訓練支援用具	件数/年	5	6	7	8
② 自立生活支援用具	件数/年	9	10	11	12
③ 在宅療養等支援用具	件数/年	14	15	16	17
④ 情報・意思疎通支援用具	件数/年	4	4	5	5
⑤ 排泄管理支援用具	件数/年	2,310	2,611	2,633	2,656
⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件数/年	3	3	4	4
8. 手話奉仕員養成研修事業	講習修了者 /年	6	9	9	9
9. 移動支援事業	実利用者数 /年	241	247	250	253
	利用時間 /年	11,213	13,120	13,200	13,300
10. 地域活動支援センター	箇所数	1	1	1	1
	登録人数/年	71	90	100	110

6 資料

(1) 障害福祉サービス、障害児を対象としたサービスの内容

サービス名	サービス内容
居宅介護	家庭にヘルパーが訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯等の家事その他生活全般にわたる相談や助言等を行います。
重度訪問介護	重度の障害があり、常に介護が必要な人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護や外出時の移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障害のある方に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他外出する際に必要な支援を行います。
行動援護	知的障害又は精神障害により行動が困難で、常時介護を必要とする人に、行動するときに必要な援護、外出時における移動中の介護等を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等複数のサービスを包括的に行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、施設で昼間入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。また、創作的活動や生産活動の機会の提供を行います。
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体障害者等を対象に、必要なリハビリテーションや生活等に関する相談、助言等を行います。
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、知的障害者又は精神障害者を対象に、必要な訓練や生活等に関する相談、助言等を行います。
就労選択支援 ㊦	就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択を支援します。(令和7年10月から)
就労移行支援	一般企業等で働くことを希望する人に、一定期間、必要となる知識や能力を向上させるための訓練を行います。
就労継続支援 (A型、B型)	一般企業等で働くことが困難な人に、支援を受けながら働く場を提供し、必要となる知識や能力を向上させるための訓練を行います。
就労定着支援	障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けての支援を行います。
療養介護	医療が必要で、常に介護も必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、日常生活の支援等を行います。
短期入所	自宅で介護をしている家族等が病気になったときや休息が必要になったとき等に、施設へ短期間入所し、入浴、食事、排せつ等の支援を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用して一人暮らしを始めた時に、一定期間定期的に自宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うことで、地域生活を支援します。
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活の場を提供し、主に夜間において、住居における相談や日常生活の支援を行います。入浴、排せつ、食事等介護が必要な人には介護サービスも行います。
施設入所支援	自宅での生活が困難で施設に入所する人に、入浴、排せつ、食事の介護、生活等に関する相談、その他の必要な日常生活上の支援を行います。
計画相談支援	障害福祉サービス等の利用を行う時に必要となる計画案の作成や、作成した計画が利用者にとって適切であるかをその都度確認を行い、支援を行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者や精神科病院に入院している精神障害者等に、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、その他必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活する人に常時の連絡体制を確保し、緊急時等の支援体制が必要と見込まれる人に緊急対応等の各種支援を行います。

サービス名	サービス内容
児童発達支援	未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作や知識の指導や、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	学校在学中の障害児に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	障害児が集団生活に適応することができるよう、支援員が保育園等を訪問し、適切かつ効果的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等で通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
福祉型障害児入所施設	施設に入所する障害児に、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行います。
医療型障害児入所施設	施設に入所する障害児に、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与、治療を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援等の利用を行う時に必要となる計画案の作成や、作成した計画が利用者にとって適切であるかをその都度確認を行い、支援を行います。

(2) 地域生活支援事業

事業名	事業内容
理解促進研修・啓発事業	障害者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障害者やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動を支援します。
相談支援事業	障害者やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用を支援することにより、権利擁護を図ります。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備し、法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援事業	聴覚や視覚等の障害のため、意思疎通に支援が必要人に、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。また、手話通訳者を設置します。
日常生活用具給付事業	障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行い、日常生活の便宜を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等に対して外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。
地域活動支援センター	障害者に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

第7期 伊那市障害福祉計画・第3期 伊那市障害児福祉計画
令和6（2024）年3月発行

発行：伊那市

編集：伊那市 保健福祉部 社会福祉課

〒396-8617 長野県伊那市下新田 3050 番地

T E L 0265-78-4111（代表）